福祉用具貸与に係る重要事項説明書

１　サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社BANDS
代表者（役職・氏名）	代表取締役　内田賢一
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	〒７３７－０００３　広島県呉市阿賀中央５丁目８番２５号 電話番号：０８２３－７６－５２５７
法人設立年月日	２００４年　８月　９日

２　利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	株式会社 BANDS 福祉用具貸与事業所
介護保険事業所番号	３４７０５０１８３７
事業所所在地	〒７３７－０００３　広島県呉市阿賀中央５丁目８番２５号
連絡先	（０８２３）７６-５２５７
通常の事業の 実施地域	広島市・呉市・三次市・廿日市・東広島市・大竹市・竹原市・世羅郡世羅町・安芸高田市・山県郡安芸太田町・山県郡北広島町・江田島市・安芸郡府中町・安芸郡海田町・安芸郡坂町・安芸郡熊野町・福山市・三原市・府中市・神石郡神石高原町・尾道市・庄原市

（２）事業の目的及び運営の方針

事業の 目的	株式会社 BANDS 福祉用具貸与事業所は、ご利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、福祉用具貸与サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
運営の 方針	1. 本サービスの実地にあたっては、ご利用者の意見及び人格を尊重して常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 2. サービス従事者は、ご利用者の有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等行い福祉用具を貸与することによりご利用者様の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者の介護する方々の負担を図ります。

（３）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、１２/２９～１/４、８/１３～８/１６をのぞく）
営業時間	午前９時～午後６時（但し、土曜日は午前９時～午後５時）

（４）福祉用具の取扱い種目

■　車いす	※１	■　手すり	
■　車いす付属品	※１	■　スロープ	
■　特殊寝台	※１	■　歩行器	
■　特殊寝台付属品	※１	■　歩行補助つえ	
■　床ずれ防止用具	※１	■　認知症老人徘徊感知機器	※１
■　体位変換器	※１	■　移動用リフト	※１
		■　自動排泄処理装置	※２

※１･･･要支援１～２及び要介護１の方については、原則として給付が認められません。
※２･･･要介護４以上の方が給付の対象です。
※　対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

（５）事業所の職員体制

管理者	常勤兼任	西川直樹	
福祉用具専門相談員	常勤専任	２名	常勤兼任　５名

３　提供するサービスの内容及び費用等について

（１）福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

（２）基本料金

サービスを利用した際にお支払いいただく「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、当事業所のレンタル料金表によるものとし、原則サービスに要した費用の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額となります。

サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料）
利用開始日が開始月の１５日以前の場合	全月分
利用開始日が開始月の１６日以降の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の１５日以前の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の１６日以降の場合	全月分
利用開始日と終了日が同月の場合	全月分

※　個々の貸与品名の利用料については、弊社カタログや利用目録等を御覧ください。

※　介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額（10 割）をご負担いただきます。

（３）支払い方法

上記（１）及び（２）の利用者（利用者負担分の金額）は１ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月２６日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定いただいた口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月２６日（祝休日の場合は直前の平日）までに、当事業所が指定する下記の口座にお振り込みください。 ゆうちょ銀行　０１３３０－０　普通口座　９３６１２
現金払い	サービスを利用した月の翌月 15 日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

４　衛生管理等について

（１）従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

（自社において福祉用具の保管を行う場合）

・　回収した福祉用具を、消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

（福祉用具の消毒・保管を行う他の事業者に行わせる場合）

・　福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託する場合があります。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的に確認し、その結果等を記録します。

５　身分証携行義務

（１）サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

６　事故発生時の対応について

（１）利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（３）事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

７　苦情等の相談窓口について

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　０８２３−７６−５２５７	面接場所　当事業所内相談室

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	呉市介護保険課	電話番号　０８２３−２５−２６２６
	広島県国民健康保険団連合会	電話番号　０８２−５４４−１１５５

８　秘密の保持、個人情報の取扱いについて

（１）　当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

（２）　あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。

（３）　利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

　なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

（４）　利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

９　虐待の防止のための取組について

（１）虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

（虐待防止に関する責任者）	西川　直樹

（２）虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を定期的に開催しています。

（３）虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

１０　サービスの提供内容に係る記録・保管

（１）サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。

（２）サービス提供に係る記録を契約終了後２年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

令和　　年　　月　　日

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また８（２）に記載している個人情報の使用についても、同意します。

＜利用者＞

氏　　名：

署名代行者（又は法定代理人）

氏　　名：

本人との続柄：

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

＜事業者＞

事 業 者 名：　株式会社ＢＡＮＤＳ福祉用具貸与事業所

代 表 者 名：　代表取締役 内田 賢一

説 明 者 名：